

最高裁秘書第1696号

平成30年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成29年8月24日付け（同月28日受付，最高裁秘書第3713号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年8月24日付け法務省人検第218号「検事への採用手続について」（片面で1枚）
- (2) 平成29年10月3日付け法務省人検第219号「検事への採用手続について」（片面で1枚）
- (3) 検事採用願（片面で1枚）
- (4) 面接票（No.1）（片面で1枚）
- (5) 面接票（No.1）（記載例）（片面で1枚）
- (6) 面接票（No.2）（片面で1枚）
- (7) 面接票（No.2）【記載例】（片面で1枚）
- (8) 検事採用願等作成要領（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(4)及び(5)の各文書には，いずれも公にすると職員採用に当たっての評価

方法の一端が明らかになり円滑な採用事務に支障を及ぼすおそれがある情報（面接選考における評価者の着眼点等に当たり得る情報）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

法務省人検第218号

平成29年8月24日

司法修習生（A班） 殿

法務省大臣官房人事課長 伊藤 栄二

（公印省略）

検事への採用手続について

あなたは、本年12月に司法修習生としての修習を終了される予定ですが、修習終了後検事への採用を希望する場合は、下記の書類を同年9月8日（金）までに検察教官宛て提出してください。

なお、提出書類の用紙（下記の1～3）は、司法研修所事務局企画第二課にありますので、同課に申し出てください。

記

提出書類

- | | |
|---------------------|----|
| 1 検事採用願 | 1通 |
| 2 面接票（No.1） | 1通 |
| 3 面接票（No.2） | 1通 |
| 4 法科大学院成績証明書（修了者のみ） | 1通 |
| 5 写真 | 3枚 |

法務省人検第219号

平成29年10月3日

司法修習生（B班） 殿

法務省大臣官房人事課長 伊藤 栄二

（公印省略）

検事への採用手続について

あなたは、本年12月に司法修習生としての修習を終了される予定ですが、修習終了後検事への採用を希望する場合は、下記の書類を同年10月16日（月）までに検察教官宛て提出してください。

なお、提出書類の用紙（下記の1～3）は、司法研修所事務局企画第二課にありますので、同課に申し出てください。

記

提出書類

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 検事採用願 | 1通 |
| 2 | 面接票（No.1） | 1通 |
| 3 | 面接票（No.2） | 1通 |
| 4 | 法科大学院成績証明書（修了者のみ） | 1通 |
| 5 | 写真 | 3枚 |

検 事 採 用 願

平成29年 月 日

法務大臣

殿

ふりがな
氏 名

印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

私は、本年12月司法修習生の修習終了後、検事に採用願いたいので、必要書類及び写真を添えて出願いたします。

なお、私は、日本国籍を有しており、国家公務員法第38条各号及び検察庁法第20条各号のいずれにも該当しておりません。

面 接 票 (No. 1)

ふりがな 氏 名		昭和・平成 生年月日(年齢)	年 月 日生()	修習地			
住 所	電話 - -						
最 終 学 歴	年 月	大学	学部	学科 ()	卒		
	年 月	大学法科大学院 ()		科	専攻) 修了		
特 技 資 格							
	そ の 他						
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	生年月日	職業等	住 所	健康状態	同・別居
自己の性格				趣 味 し 好			出身地

面接票 (No. 1) (記載例)

ふりがな 氏名	ほうむたろう 法務太郎	生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日生()	修習地			
住所	(※住民票に記載されている住所)				電話 - -		
最終学歴	平成24年3月	△△大学	法学部	法律学科(第I類)	卒		
	平成28年3月	△△大学法科大学院	(〇〇〇科)	〇〇〇専攻	修了		
	[Redacted]						
	[Redacted]						
	[Redacted]						
特技 資格	[Redacted]						
	その他	[Redacted]の資格・能力など法律学の分野以外の専門的知識があれば、その種目と程度(専門的知識については、例えば「大学で専攻履修」などと記入すること)					
家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業等	住所	健康状態	同・別居
	父	法務一郎	昭和〇〇年〇月〇日生(〇〇年)	会社員	東京都千代田区〇〇〇〇-〇-〇	良好	同居
自己の性格	(例) 長所: 物事に動じない, 明るい 短所: 飽きっぽい, 頑固			趣味 嗜好	(例) ツーリング(バイク) 囲碁(2段)	出身地	東京都

面接票 (No. 2) 【記載例】

ふりがな 氏名			ほうむ たろう 法務太郎 ㊟			生年月日	昭和・平成 年 月 日生
年	月	日	事項				庁名
			学 歴				
平成17	4		東京都立〇〇高等学校入学				
20	3		同校卒業				
	4		△△大学法学部法律学科入学				
24	3		同卒業				
26	4		△△大学法科大学院 (〇〇〇科〇〇〇専攻) 入学				
28	3		同修了				
			経 歴				
平成24	4	1	神奈川県事務吏員に採用する				神奈川県
			行政職(一)〇級△号俸を給する				〃
25	4	1	〇号俸を給する				〃
26	3	31	辞職を承認する				〃
28	11	27	司法修習生を命ずる				最高裁判所
29	12	13	司法修習生の修習終了				〃
			試験・資格・免許等				
平成20	11	25	第一種普通自動車運転免許取得				東京都公安委員会
21	11	5	簿記検定二級試験合格				商工会議所
23	10	3	神奈川県職員採用上級試験合格				神奈川県
27	11	5	司法試験予備試験合格				司法試験委員会
28	9	6	司法試験合格				〃
			賞 罰				
			なし				

検事採用願等作成要領

検事採用願等関係書類は、所定の用紙に黒又は青インクを使用し、次の要領により正確に記載すること。

1 検事採用願

法務大臣名については空欄のまま差し支えない。

2 面接票 (No.1) [別添 (記載例) 参照]

A班の者は平成29年8月24日現在、B班の者は同年10月3日現在で、それぞれ記載すること。

法科大学院を修了した者は、卒業大学及び修了法科大学院を「最終学歴」欄に記載すること。

出身地 (自己在出身地と認識している場所で差し支えない) については、都道府県名を記載すること。

3 面接票 (No.2) [別添 (記載例) 参照]

次の事項に留意の上、学歴、経歴、試験・資格・免許等、賞罰の項目ごとに、それぞれ年月日順に正確に記載すること。

(1) 学 歴

学歴については、「年月」の記載で足り、義務教育終了後の就学学校名 (高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、各種学校、法科大学院等)・学部科名及び入学、卒業、修了及び中退の別を記載すること。

法科大学院に入学して中退等をした場合には、面接票 (No.1) には記載せずに面接票 (No.2) に記載すること。

(2) 経 歴

国、地方公共団体、公庫、公社、独立行政法人及び民間企業等の勤務経歴を記載し、司法修習生の修習についても、その始期及び終了の年月日をそれぞれ記載すること (修習終了の年月日は、予定年月日を記載すること)。

なお、国、地方公共団体、公庫、公社、独立行政法人等の勤務経歴を有する者は、これらの経歴を証明する書類 (所属の長が証明する履歴書等) を添付すること。

(3) 試験・資格・免許等

職務との関係の有無にかかわらず、合格又は取得の年月日順に全てを記載すること。

(4) 賞 罰

受けたことがあるときはその詳細を年月日順に、ない場合には「なし」と記載すること。

4 法科大学院成績証明書 (和文) (修了者のみ)

修了した法科大学院が発行した成績証明書 (写しで可) を提出すること。

なお、検事採用願提出時までに同証明書の提出が間に合わない場合は、後日検察教官に提出すること (10月末頃までに)。

5 写 真

縦横4センチメートル、上半身、脱帽、無背景、出願前3か月以内に撮影したものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。

※裏面に氏名等を記載した後はインクがよく乾いた後で写真を重ねること

6 そ の 他

(1) 検事採用願及び面接票 (No.2) について記入を訂正するときは、訂正印を押すこと。面接票 (No.1) については、押印は不要である。

(2) 経歴を証明する書類 (3(2)なお書) が検事採用願提出時までに入手できないときは、後日これらの書類を検察教官に提出すること。

(3) 提出書類に記載した事項に変更が生じたとき、又は変更が生じる予定があるとき (婚姻して姓が変わった又は変わる予定がある場合など) は、その旨を速やかに検察教官に申し出ること。